

熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

熊本県では、平成23年に制定された「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、全ての障害者が、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営めるよう、様々な社会的障壁を取り除く取組が進められてきた。

しかしながら、日常生活又は社会生活の基礎となるお互いの意思疎通において、障害者が、手話、要約筆記、点字、代筆、触手話等、自らの障害の特性に応じた意思疎通手段を選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえず、日常的な困難を抱えている人は少なくない。

なかでも、手話にあっては、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、長年にわたり言語として認められてこなかったことなどから、ろう者が多くの困難を抱えて生活してきた歴史がある。

このような状況の中、我が国では、障害者基本法の改正や障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語であると位置付けられた。熊本県においても、全ての県民が、ろう者にとって物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する手段である手話を言語として認識し、多様な意思疎通手段により、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合える環境の整備を進めることが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であることを普及し、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることにより、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者並びに障害者、障害者関係団体及び支援者（以下「障害者等」という。）の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話言語及び障害者の意思疎通に対する県民の理解の促進を図り、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- (2) ろう者 聴覚に障害のある者であって、手話を使用して日常生活又は社会生活を

営むものをいう。

(3) 障害者 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成23年熊本県条例第32号）第2条第1項に規定する障害者をいう。

(4) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段をいう。

(5) 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳、点訳又は音訳を行う者その他の障害者と他人との意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携して、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるようにするための必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利

用することができるようにするための必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(障害者等の役割)

第7条 障害者等は、基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の基本的施策を推進するため、障害者関係団体との間において、情報及び意見の交換を行うものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定により聴取した情報及び意見を勘案し、熊本県障害者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(啓発及び学習の機会の確保)

第9条 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発に努めるものとする。

2 県は、県民が障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めることができるよう、市町村等と協力し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の発信等)

第10条 県は、障害者が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信を推進するものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段により、必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して必要な措置を講ずるものとする。

(人材の養成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村等と協力し、支援者及びその指導者の養成に努めるとともに、障害者が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

(学校等の設置者の取組)

第12条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育

所をいう。以下同じ。)の設置者は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境を整備するとともに、当該学校等の教員等の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等の保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うものとする。

(事業者に対する協力)

第13条 県は、事業者が行う障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。